

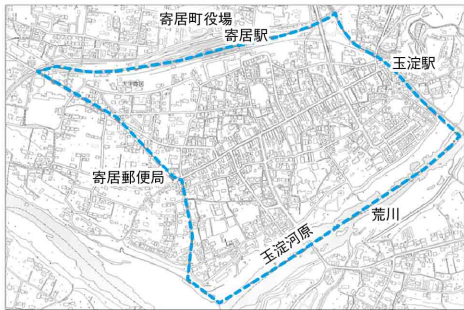
お知らせ
info

空き店舗等活用補助金 ―空き店舗でお店を開いてみませんか？―

中心市街地の活性化と、町民の皆さんの日常生活の利便性の向上を目的に、補助対象区域の空き店舗へ出店される方に対して、出店費用の一部を補助します。

▶対象物件／対象区域内にある、過去に商業施設、事務所、または住居として使用されていたもので、3年以上継続して営業することが見込まれる物件

▶対象区域／破線で囲まれた区域



※道路整備等により対象とならない物件もありますので、詳しくはお問い合わせください。

▶対象事業／日本標準産業分類表に定める次の①～⑨の業種を営む事業

①情報通信業 ②卸売業、小売業 ③金融業、保険業 ④不動産業、物品賃貸業 ⑤学術研究、専門・技術サービス業 ⑥宿泊業、飲食サービス業 ⑦生活関連サービス業、娯楽業 ⑧教育、学習支援業 ⑨サービス業（ほかに分類されないもの）

▶補助内容／補助率はすべて2分の1以内

補助対象経費	補助金上限額	対象事業	備考
店舗改装費	100万円	②⑥⑦ (一部事業を除く)	初年度のみ
	50万円	①③④⑤⑧⑨ (②⑥⑦の一部)	
宣伝広報費	5万円	②⑥⑦ (一部事業を除く)	初年度のみ
	25,000円	①③④⑤⑧⑨ (②⑥⑦の一部)	
店舗賃貸借料	月額5万円	②⑥⑦ (一部事業を除く)	2年間
	月額25,000円	①③④⑤⑧⑨ (②⑥⑦の一部)	

▶その他／『風営法』第2条に規定する営業やフランチャイズチェーン方式による事業等は対象外です。また、町税等の滞納がないことや政治的活動、または宗教的活動ではないことなどの条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

☎商工観光課(☎581・2121内線201)

お知らせ
info

遊休農地再生利用等支援事業 ―農地を有効活用しましょう！―

町内で、耕作や適正な管理がされていない農地が増え、野生鳥獣が人家周辺で出没する要因の一つとなっています。町では、このような農地の発生防止と解消を図るため、農地に繁茂する草木等の伐根や整地と併せて野菜作りなどを行う「遊休農地再生利用事業」または、作付けせずに除草などの保全管理をしている農地に果樹の苗木等を植栽する「保全管理農地利用事業」に取り組む方に対し、費用の一部を補助しています。農地の有効活用にぜひご活用ください。

▶補助対象農地／直近の農業委員会の利用状況調査で、遊休農地、または保全管理農地と判定された農地

▶補助対象／次の要件をすべて満たす方
○補助対象農地を所有、または借り入れる方
※借り入れる場合は、法律で定める手続きが完了していること
○事業実施後、3年以上の耕作が可能なる方
○町税の滞納がない方

▶申請手続き／農林課に備え付けてある補助金交付申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類(事業計画書、案内図、見積書の写しなど)と併せて提出してください。申請書は、町公式ホームページからも取得できます。



▶補助対象事業・経費等

事業名	補助対象経費	補助率	補助上限額	備考
遊休農地再生利用事業	①農地再生 遊休農地を再生するための伐根、障害物除去、深耕、整地、土づくり等	10分の9以内	10万円	5アール以上のまとまった農地 ※①と②は併せて行うこと
	②後作事業 ①の農地で実施する後作事業に要する野菜の種苗、果樹苗木、枝物・切り花、農薬、肥料、資材等		5万円	
利用事業 保全管理農地	果樹苗木、枝物・切り花の植栽、緑肥作物種子の播種等	2分の1以内	5アール当たり1万円	5アール以上のまとまった農地

☎農林課(☎581・2121内線407・408)

お知らせ
info

不正大麻・けし撲滅運動

厚生労働省と県では、毎年5月1日から6月30日までの2か月間「不正大麻・けし撲滅運動」を全国一斉に実施しています。大麻(あさ)は『大麻取締法』で栽培・所持が禁止されています。また、けしには『あへん法』、『麻薬及び向精神薬取締法』で栽培が禁止されている種類があります。

けしは自生していることが多く、花が美しいため違法と知らずに育てていることもあり、各地で発見されています。不正栽培や、自生する大麻、植えてはいけないけしを発見した場合は、熊谷保健所までご連絡ください。

なお、「植えてはいけないけし」の見分け方については、県薬務課のホームページをご覧ください。

植えてはいけないけしの一例

▶ソムニフェルム種

▶セティゲルム種(アツミゲン)



☎熊谷保健所(☎523・2811)

お知らせ
info

所得証明書等の発行開始日

平成30年度の所得証明書等の発行開始日は下表のとおりです。町・県民税の納税方法により、開始日が異なりますのでご注意ください。

町・県民税の納税方法	発行開始日
給与からの天引きのみで納めている方	5月11日(金)
納付書または口座振替で納めている方	6月11日(月)
公的年金からの天引きで納めている方	
上記のうち、2つ以上の方法で納めている方	

▶申請に必要なもの／○公的機関が発行する申請者の身分証明書(運転免許証や個人番号カードなど) ○手数料(1通200円) ○委任状・代理人選任届(本人、または同世帯の親族の方以外が申請する場合のみ。様式は町公式ホームページから取得できます)

▶その他／勤務先から給与支払報告書が提出されていない、町・県民税申告書が提出されていないなど、平成29年中の収入等を申告していない場合は、証明書が発行できないことがありますので、申請前にご確認ください。

☎税務課(☎581・2121内線151・152)

催し
event

合同開講式・文化講演会 ―講演会の講師は熊谷真実さんです！―

中央公民館・地域公民館の平成30年度講座講師と受講生が一堂に会する合同開講式と、文化講演会を開催します。文化講演会の講師は、女優として舞台、映画などで活躍していらっしゃる熊谷真実さんです。また、とことん学び塾の開塾式も併せて行います。

▶日時／6月3日(日)午後1時30分～

▶場所／中央公民館ホール

▶定員／570人(入場整理券が必要です)

▶費用／無料

▶講師／熊谷真実さん

▶演題／「笑顔から始めよう」

▶申し込み／入場整理券を5月19日(土)から中央公民館で配布します(1人2枚まで)。配布時間は午前9時～午後5時です。入場整理券はなくなり次第、配布終了となります。

※月曜日は休館日

☎中央公民館(☎581・2662)



※講演会当日、熊谷真実さんに「寄居町ふるさと大使」に就任いただく委嘱式を開催します。